

秋田家庭裁判所委員会第5回議事概要

秋田家庭裁判所事務局総務課

1 開催日時

平成17年5月20日（金）午後3時～午後5時

2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

鎌田恵子，佐藤順子，柴田一宏，中村雄一，原田 健，藤井俊郎，満田明彦

（敬称省略・五十音順）

（説明者）

(1) 秋田地方検察庁

高見成美検事

(2) 秋田家庭裁判所

鳴海事務局長，大田首席家裁調査官，小野寺首席書記官，池田事務局次長

（庶務）

藤原総務課長，高橋総務課課長補佐，伊藤庶務係長

4 議事

(1) 新任委員の紹介

(2) 委員長職務代理者の指名

(3) 第4回委員会における協議を踏まえた事務局からの説明

(4) 「付添人制度の現状と公的付添人制度について」を議題にした意見交換等

ア 説明事項

（ア） 現状の付添人制度の概要

（イ） 秋田における付添人の現状

（ウ） 検察官から見た付添人制度

- (エ) 裁判所から見た付添人選任事件
- (オ) 公的付添人制度の検討状況等
- イ 質疑応答及び意見交換
- (5) 次期開催予定など
 - ア 委員の任期等について
 - イ 次回テーマについて
 - ウ 次回期日について

5 議事要旨

(1) 新任委員の紹介

委員長は、4月1日付けで田村委員の後任として発令された秋田家庭裁判所裁判官藤井俊郎委員を紹介した。また、鎌田委員の役職名が4月1日付けで変更になった旨、報告した。

(2) 委員長職務代理者の指名

委員長は、家庭裁判所委員会規則第6条3項に定める委員長の職務代理者として、藤井委員を指名した。

(3) 第4回委員会における協議を踏まえた事務局からの説明

鳴海事務局長は、各委員から出された「調停委員について」の提案等について、現時点までの検討結果を説明した。

(4) 「付添人制度の現状と公的付添人制度について」を議題にした意見交換等

ア 説明事項

(ア) 現状の付添人制度の概要

付添人制度の趣旨、種類、概要及び統計数値等についての説明（担当：小野寺首席書記官）

(イ) 秋田における付添人の現状

弁護士の立場から秋田における弁護士付添人の現状についての説明（担当：柴田委員）

(ウ) 検察官から見た付添人制度

検察官の立場からの説明（担当：高見検事）

(エ) 裁判所から見た付添人選任事件

裁判所の立場からの説明（担当：大田首席家裁調査官）

(オ) 公的付添人制度の検討状況等

平成17年通常国会に提出されている法案の概要及び趣旨等の説明（担当：藤井委員）

イ 質疑応答及び意見交換

（以下、◎が委員長，○が委員，□が説明者の発言）

- 先ほど検察官から環境調整が難しいという説明があったが、どういった事柄なのか具体的に教えて欲しい。
- 例えば、少年が、母親との関係がうまくいってない中で、それを言葉で伝えられないために万引きするというケースがある。このようなケースでは、母親を呼んで、少年に何かおかしい様子がないかとか、今後気を付けてあげると話することによって、2回目の万引きを防止することが環境調整だとイメージしてもらえればいいのかと思う。しかし、同じような非行を繰り返させずに、少年を取り巻く環境を健全なものにしていくためには、検察庁が母親を1回呼んだだけで環境調整ができるのか、また、20日間の勾留期間内のできるのかという事実上難しいところである。
- 我々のイメージでは、検察庁では少年事件といえども、その少年が犯した罪に関する捜査が重点になり、環境調整といったこともなかなか難しいだろうと思うが、20日間の勾留期間の中で、検察庁でも環境調整を行っているかと理解してよろしいのか。
- 軽微な事案で、そこまでやられているかというとなかなか難しいが、重大な事件などでは、やはり少年の生活状況を知らないとなかなか本人の非行動機などが分からないこともあるので、母親を呼んで話を聞いている。その過程で、今

後のことについてどうするのかという辺りを尋ねたりしている。

- 勾留期間が20日という事例は多いのか。大体10日の勾留期間の後に家庭裁判所において観護措置をするのが多いような印象を受けているがどうか。
- やはり事案が重大なものなどは、20日間の勾留をしている。
- 保護者に監督能力がないために少年が事件を起こすケースでは、保護者に協力を要請しても、先ほど説明者からの指摘があったように、なかなか環境調整が難しいのが実情である。私が大分以前に担当した事案で、両親はいるが、母親が少年にべったりで、父親は、仕事の関係で家を空けることが多く、母親に少年のことを全部任せっきりで、それでいいと思っていた。しかし、事件を契機に、父親と面談していろいろと話をしているうちに、やはり放任し過ぎたと考えるようになり、その結果、少年には試験観察の決定がなされ、その上で、父親は、少年を自分が勤務する会社に勤めさせ、しっかりと監督することになったという例があった。これは、比較的うまくいった例であり、弁護士である付添人としては、できるだけ保護者に対して少年に関心を向けてもらうように調整を行っているつもりであるが、期間の問題もあり、なかなか難しいのが実情である。
- ◎ 東京第二弁護士会発行の機関誌「二弁フロンティア」を拝読すると、時々付添人の感動的な話が掲載されている。
- 臨床心理士であり、スクールカウンセラーの立場から、何が難しいかといえば、環境調整が一番難しい。拘留10日や20日のタイムスパンの中でという説明を聞いて驚いている。少年にとって、環境に非常に問題があるということが分かっている状態で、親を呼び、だれかが二、三回程度話をしたからといって変わるわけがない。本当に長い経緯があって、起こっている様々な事情について、私たちはものすごく長時間を掛けて対応している。それを考えると、せめて付添人制度が何らかの形でもっと活用されるようになれば

良いと思う。

カウンセリングでは、一番最初がとても肝心だと言われている。「ジョイニング」とも言うが、つまり、事件を起こした少年にとって関わる様々な人たち、たとえば、裁判所の人であったり、警察の人であったり、場合によっては検察庁に行くことがあったときに、そこで出会う人たちからどんな対応を受けるかがとても大きく作用されると思う。示唆してくれたり、アドバイスしてくれたり、例えば、少年にとって有意な発言をするように促したりしてくれることは必要だと思う。

付添人制度があまり活用されていないというのは、環境調整以前の問題である。一番難しい環境調整をするためにも、最初の段階で出会う人たちが、それをできるような、せめて後につながるような、付添人制度がもっと活用されればと思う。

ところで、先ほどの説明の中で、付添人について書かれている書面が少年や保護者に交付されたり、送付されたりするというが、私自身、先ほどの説明を聞いて、理解するのがとても大変である。例えば、保護者が少年のために何とかしようと思っけていても、裁判所から渡された文書を読んだだけでは理解できないように思える。付添人制度を理解しやすくするために、裁判所ではどのような工夫を行っているのか。

- 観護措置の段階で、裁判官が付添人選任に関する説明を行い、審判期日が指定されたときに、先ほど説明した書面を少年及び保護者に送付して付添人選任についての説明をしている。
- 通常の被疑者の場合には、警察官が、弁護人選任権について「あなたは弁護人を選任できますよ。」と説明するが、少年の場合であっても被疑者であることに変わりがないから「弁護士さんの助けが得られますよ。」と警察官が説明するはずである。その後、48時間から72時間までの間に、警察署や検察庁で取調べを受けた後、裁判所に勾留請求により送られてくる。その

際に、裁判官が「あなたは付添人を付けられますよ。」と説明をしている。
それで十分かどうか問題としてあると思うが。

- 被疑者が成人の場合、テレビドラマでもたくさんあるように、弁護士がいるということが非常に分かりやすい。しかし、少年事件の場合、やはり一般人にとっては特別だという印象が強い。付添人制度があるということ自体もイメージとして湧きにくいように思う。制度を知っていないと活用されないわけで、知るという段階から何か問題があるのではないかと思う。少年に必ずしもきちんとした保護者がいるわけではないという気もするし、また、何かあった場合に、保護者が養育監督者になると思うが、その者にどのようにして付添人制度を知ってもらうかが最も大きな問題だと思う。
- 以前、少年法の説明を受けたときに、少年法は、刑法などと違い、少年を更生させることを目的にしているのも、被害者とか加害者とかという部分のところが非常に弱いし、受け入れる家庭などについても現実としては大変なんだろうと思った。そういう中で、今日、話を聞いて、付添人が付けば、加害者の少年に、被害者はこういう目にあっているとか、被害者に対する配慮について話をすることも可能になると思う。また、付添人が付いていない状況については、例えば、両親がそろっていても保護者がメンタル面で問題がある場合には、保護者が付添人を付ける付けないという判断ができるかどうか疑問に思う。

一方、少年にしてみれば、恐い警察官、あるいは裁判官に「付添人、付けますか。」と言われても、どうすればよいか分からないと思う。今は、少子化と言われ、コミュニケーションの少ない世の中で、子供を大切に育てなければいけないという状況であるから、付添人を付けることによって被害者への思いとか、その後の暮らし様についても真剣に考えることができるようになると思われる。

是非、皆さんに付添人制度を理解してもらいたいとともに、使いやすい制

度になったときには、必ず付けるといった制度であってもいいのではないかと
思う。

- 弁護士会では、付添人制度よりも扶助的付添人の制度があることを裁判所
からできるだけ少年又は保護者に説明してもらえればと思っており、裁判所
との協議会がある都度、お願いしている。被疑者段階において、当番弁護士
が少年の所に行けば、当然、扶助的付添人の制度も説明する。そして、被疑
者段階で扶助による弁護人が付いているときは、家庭裁判所送致後も引き続
き、扶助的付添人ができる。しかし、家庭裁判所送致前に扶助による弁護人
が付いていない場合には、この制度の説明は、基本的には家庭裁判所が頼り
である。家庭裁判所から見た場合、扶助的付添人の制度は取捨選択の一つで
あるかもしれないが、できるだけ多く利用してもらいたいと思う。

なお、秋田家庭・少年友の会が、本年4月設立され、利用できるよにな
った旨の説明があったが、弁護士だけではどうしてもカバーできない部分、
例えば、保護者がいない場合の保護者の代わりになる付添人については、秋
田家庭・少年友の会の今後の活動に期待したいと思う。

- ◎ 扶助についての要件をあまり厳しくしないで、少年が希望すれば、できる
だけ付けようという説明があったが、現実問題として、どういう事件かにも
よると思うし、付添人候補者の人数をどの程度確保できるのかといった問題
もあり、難しい点があるのではないか。
- 裁判所では、一般的に付添人の選任について説明するが、①罪質、情状又
は非行性などから刑事処分又は少年院送致が予想される重大な事件の場合、
②少年が非行事実の重要な部分を争っている場合、③少年に保護者がいなか
ったり又は少年の保護者が保護能力を著しく欠く場合、④その他少年の利益
のために必要があると判断した場合には、むしろ裁判所が積極的に少年に対
して扶助的付添人の制度があるので申請するように説明している。また、少
年から扶助申請が出された場合、裁判所では、裁判官名で法律扶助協会に対

して、「付添人扶助の依頼について」という文書を添付して扶助申請書を送付している。その添付文書の内容は、「少年から付添人扶助の申請がありました。必要と認められますので、よろしくお取り計らい願います。」というものであり、この手続は、観護措置の段階で行っている。

- （「審判期日のお知らせ」と題する書面に同封する形で秋田家庭裁判所において使用している「少年と保護者の方へお知らせ」と題する書面を机上配布）

机上配布した書面が審判期日のお知らせの際に送付する書面であり、付添人関係について記載しているが、これが当庁における現状の取扱いである。また、秋田における国選付添人の選任状況については、改正された現行の少年法が平成13年4月から施行されて以降、昨年12月31日までの間、秋田家裁本庁のみならず、当庁の少年事件取扱支部である、大館、横手及び大曲においても検察官関与決定が全くなく、国選付添人の例もない。

- ◎ 合議決定もないと思う。私が前任地において、少年部の部総括裁判官として事件に関与していた、1年4か月くらいの中に私自身が裁判長として合議決定をして、検察官関与、国選付添人を付けた事件は2件あった。秋田でまだないのは、事件の性質にもよるのではないかという気がする。
- 秋田家庭・少年友の会のメンバーについて伺いたい。
- 現在のところ、秋田県在住の民事調停委員及び家事調停委員を会員として立ち上げられている。今後、友の会をどう広げていくかは、友の会の中で鋭意、検討していくと聞いている。
- 先ほど机上配布された書面を見ても、保護者が「なるほどだなあ。こういうふうになっているんだ。」というように理解するとは思えない。「付添人選任することができます。ああ、できるんだ。でも、しなくてもいいかな。」という程度にしか思えない。私が関与した事件を起こす子供たちの保護者は、保護者とは言えない状況がとても多いので、この書面を真面目に読まない人

もとても多いように思う。文書自体に相当の工夫が必要であると感じた。

少年事件において、少年法の趣旨から何が大切かを考えると、アフター（「アフターケア」の趣旨。以下同じ。）が大切だと思う。アフターにどのようにつながっていくかという点では、最初の段階で必要なスタッフがそろっているかを考えるべきであり、それが非常に不足していると思われる。例えば、被害者のことを考えて、少年たちが罪障感を持つということに関してもスタッフが足りていないように思う。今回のテーマを協議するに当たり勉強したが、少年には、被害者側はどうなるのかについて、全然眼中にないような印象を受けるので、少年がその後に生活する様々なことを考えると、いろいろな意味で全然足りていないと思う。

職員の態勢もまだこれからであるが、秋田家庭・少年友の会の設立は第一歩である。秋田は事件自体がとても少ないし、実際に学校においてもものすごく大きな事件を起こす子供は少なくなっている。ほとんど不登校の対応ばかりである。だからこそ、大きな事件を起こす子供の心は、非常に丁寧に取り扱わなければ社会に復帰したときにどうにもできない状況にあると思うので、弁護士、検察庁及び裁判所は、少年たちが社会の中で暮らしていくアフターも考えて、システムを作らなければいけないとつくづく感じた。

- ◎ 今、机上配布した「少年と保護者の方へ」という書面に対して、どこをどのようにすれば良いかといった意見はあるか。
- 今だったら、CD-ROMとかDVDなどのソフトがあってもいいと思う。また、内容についても、例えば、イラストを入れたり、あるいは漫画仕立てにするなど、分かりやすい工夫をしたパンフレットやリーフレットも考えられる。さらに、フローチャート方式といった工夫があってもいいのではないか。
- 刑事裁判手続の中では存在しない職種として、家庭裁判所のみ家庭裁判所調査官が配置されている。家庭裁判所調査官の存立の趣旨は、国家が国親

思想に基づいて少年の面倒を見ていくという政策にあり，刑事事件との違いでもある。

改正少年法などで社会の少年手続に対する批判が叫ばれている中，十分PRできていないということも含めて，確かに曲がり角に来ているのかもしれない。アフターという話が出てきたように，調査官活動の中で，例えば，試験観察，なかんずく補導委託という制度を使って，少年の被害者に対する思い，あるいは少年と保護者との関係の改善について，執行機関，処遇機関である少年院，保護観察所などの指導とはまた別の意味，中間決定として指導していくことの必要性については，日ごろから感じ，心掛けて活動している。

- アフターについてであるが，福祉の立場からすると，例えば，児童養護施設の歴史を見ると，基本的には戦争孤児対策の延長である。児童の方から見ても，少年事件のアフターのことを考えて基本的には施設があるというわけではない。アフターの問題を考える場合，かなり重い問題がその中に存在しているのではないかと思う。

保護者に対して，こういう保護者だからこういう子供ができたという感じの中で考えると，親を直そうとした場合，途方もないエネルギー，時間と費用を必要とするのではないかと思う。裁判所など，それぞれの内部での問題とか，再犯の防止及び協力といった問題を含め，別の次元のものが制度的に今は必要とされているのではないかと感じている。

例えば，老人の福祉問題では，昔は養護老人ホームしかなかったが，その後，戦争未亡人対策の養護老人ホーム，重度の寝たきりになった人のための特別養護老人ホームができた。また，その中間のものとして，社会的な問題解決のための老健施設ができた。これまで歴史的な背景の中で，老人の問題は，いろいろ方法手段が変わってきている。

しかし，少年のアフターの問題については，何か手詰まりだという感じしか受けない。例えば，老人の問題であれば，グループホームとか，ディサー

ビスでいろんな問題を解決しようとしているわけである。

そこで、少年の問題については、大きな制度の中で行った方が総合的に取り組みやすいし、また、本来の少年法の目的を達することができるのではないかという気がしている。

- 「少年の保護者の方へ」という書面では、付添人制度について説明されているが、少年の場合、保護者と子供をセットで考えがちである。しかし、現代社会を見ると、例えば、10代であっても親子ということではなく、子供自体が1人で考える、1人で結論を出すというような形で行動していることが現実問題として多いと思う。罪を犯してしまった少年に対して、その家庭環境の中で、どうしても家庭、それから親子と考えがちである。子供のアフターにしても、必ずしも家庭だけの問題ではない。里親制度ではないが、里親のような形で受け入れる家庭もあり、地域というかいろいろな所で受け皿として、その子どものアフターに携わる形がある。

親子という従来のイメージの考えに縛られず、たとえ子供であろうと一人の人間、一つの人格を持つ人間という形で考えていけば、付添人制度も親子と面談してどのようにするかということではなく、子供自体にじっくり分からせる形で「あなたは、自分の権利とか今後のことを考え、是非このようなものを受けた方がいいですよ。」と話し掛け、子供に決定させていくことを意識していく必要があるのではないかと思う。

先ほど調停委員にもなっている人たちがボランティアで付添人にもなるということだが、実際、アフター、つまり、子供たちの社会の受け皿ということを実際に考えれば、いろいろなつながりを作るためには付添人はとてもいい方法だと思う。調停委員だけではなく、現在、里親的な形になっている人たちなどと一つのつながりを持って、その子供を支えていく、アフターしていく、そういった民間の人たちも入れた、支えていく力を今作っていかねばならない。

調査官はいろいろ丁寧にやっているが、人数の問題がある。公務員も減少していく中では、民の力によることになり、付添人が中心になった輪の関係があったらと思う。付添人は1人ということではなく、付添人を中心とした何人かのグループで支える、見守っていくというようなことも、先ほど高齢者の話があったが、高齢者のようにグループオブ在宅で支え合っていく、普通の生活の中で支援していく制度もあるが、子供に対して、別に鑑別所とか家庭ということではなくて、いろんな人の支えの中で、アフターしていくことを柔軟に考えていく必要があるのではないか。

◎ 現在の少年院、あるいは、児童自立支援施設以外にも新しい施設を考えていくべきではないかという趣旨か。

○ 現在ある入所型の施設は、少年事件のアフターのことを考えると、手段が限られて、限界であるような気がする。例えば、先ほどの20日間の問題で、アフターのことを考えると、継続的な調査を入れながら環境調整を図るとすれば、その中で動いてもらえばいいのだが、非常に大きな問題でなかなか動かない。何かアフターが大事だと言われるが、その割に制度的にはもう限界なのかと思う。私が言いたいのは、裁判所や司法関係者内での取組だけではもう限界なのかかなという感じを持っているので、ほかの所と一緒にあった形での社会復帰が可能であれば、その処方も採り入れながらある程度そちらの方に渡して、やってもらう方がいいのかと思う。

◎ 通常、観護措置は2週間で、更新して4週間、改正少年法で証人尋問が長引くときには最高8週間くらいまでになるが、そこで処遇を決定しなければならない。まれに試験観察に付してじっくり見ることもあるが、確かに時間的には非常に限られているし、そこで判断しなくてはならないという建前になっている。

○ 付添人制度を更に充実していくために重要なことは、元々4年前の少年法改正として三本柱が掲げられていたが、やはり戦後一貫して、少年法は罪を

犯した少年に対して甘いのではないかということで、厳罰化という言い過ぎかもしれないが、いろいろな点で世間を騒がすような少年事件も多くあったことから、議員立法という形で改正がなされたわけである。

確かに三本柱ではあるが、事実上の刑事処分年齢を下げるとか、検察官が関与するとか、少年にとっては厳しい対応をするといった内容であったと思う。そのような中で、刑事事件の場合と検察官の関与の仕方はもちろん違うが、検察官が審判の場に入ってくるとなると、それとのバランスを取らなければならないという考えもあって、それ以前にも付添人という制度はあったが、付添人に付いてもらわなければならないというような議論が出てきたと思う。

付添人がいない場合、公的な付添人制度が当然必要になってくるが、4年前の改正の時点では、付添人制度を少年の更生のために積極的に活用しようといった意義付けの議論ではなくて、バランスをとるために必要だということが出てきた議論である。その議論がそれで終わってはいけないし、どこまで付添人に期待していいのかという問題はあるが、あまりにも付添人が付くケースが少ないので、弁護士ではない人に付添人になってもらわなければならない。

成人に比べて少年はいろいろな点で未熟であるから、少年事件にいろいろな形で関わっていく制度を考えていかなければならない時代にきていると思う。確かに少年の事件は減ってきて、少年の数もどんどん減ってきている。しかし、より深刻なケースが秋田には幸いそれほど多くないということだが、この辺りで付添人がどこまでできるのか、期待していいのかといったことも含めて考えていかなければならないと思う。

- ◎ 各委員からの意見及び要望等については、秋田家裁として検討の上、上級庁に伝えるべきものはきちんと伝えていく。また、今後の少年事件の適正な審理、処遇のために役立たせていただく。

なお、少年法等の一部改正案は、今国会に提出されているところであり、付添人制度の改正のほか、警察官の調査権限、少年の処遇等に関する改正も内容とされていることから、今後の実務に大きな影響を与えるものである。

(5) 次期開催予定など

ア 委員の任期等について

◎ 平成15年8月1日付けで任命された各委員について、家庭裁判所委員会規則第5条1項により、本年7月末日付けで任期が終了することになる。裁判所としては、各委員に差し支えがなければ、本委員会のより一層の充実を図るため、再任願いたいと考えている。各委員の御意向については、後日改めて、庶務担当の職員を通じてお伺いしたい。

なお、これまで2年間、家事事件や少年事件の各テーマについて熱心に協議してもらい、家庭裁判所の運営について理解を深めてもらうとともに貴重な意見等を出していただいたことに感謝したい。

イ 次回テーマについて

◎ 第1案として、本日のテーマの対案となった「裁判所をより一層利用しやすくするための物的設備、サービス等の充実について」が挙げられるが、この案も含めて意見をもらいたい。

(各委員からの意見なし)

◎ 次回のテーマは、「裁判所をより一層利用しやすくするための物的設備、サービス等の充実について」とする。

ウ 次回期日について

◎ 次回期日の候補日は、10月3日(月)又は10月11日(火)午後1時30分以降とし、後日改めて調整する。